

個人情報の開示請求と苦情申し立て

大京健康保険組合では、個人情報の正確性と最新性を確保しつつ、被保険者へのサービスの一層の充実を図るため、本人の求めに応じて個人情報を開示するとともに、申し立てられた苦情に対して速やかに処理します。

1. 開示請求の対象は、組合が保有する個人情報です。
2. 苦情申し立ての対象は、組合が保有する個人情報の訂正、追加、削除のほか、利用の停止、消去および第三者への提供の停止です。また、組合の個人情報の取扱いに関する事務への苦情にも応じます。
3. 開示請求や苦情申し立てができるのは本人に限ります。本人が未成年者の場合は法定代理人、本人が死亡した場合は本人の父母、配偶者又は子（以下「遺族」という。）です。遺族が未成年者又は成年被後見人の場合は法定代理人です。
4. 手続きは、組合の定めた開示請求書あるいは苦情申立書に必要事項を記入して提出するとともに、本人確認のための証明書類を提示してください。
5. 組合では速やかに調査、検討して、決定や対応を本人に連絡します。
6. 開示手数料は、文書 1 件につき 300 円です。また、開示実施手数料（コピー代）は A 4 用紙 1 枚につき 20 円、郵送の場合は郵送料相当額を負担いただきます。

以 上